武家故實

貞丈著

春 下

イ4
2478
94(2)

春草巻之下

目録

うつほの事
尻籠の事
逆頬箙の事
葛箙の事
柳箙の事
蜻蛉箙の事
靭の事
靭の事
鞢の指を縫事
きあみの事 附定角
弦袋の事
うるり矢の事
石打の征矢の事
黒漆箙の事
野矢の事
河中の面の矢の事

門 イ 4
號 2478
巻 94(2)

神前矢の事
弓段の名乃事
的矢無き之事
附箭乃事
的大さの事
大的をいる事
まとゝふ海への事
三的乃事
笠懸の事
犬追物の始之事

始しらけ之事
さかまきの事
矢根乃事
的の始乃事
的は三重子する事
小的之事
八的曲節の事
三ゝ九四ゝ六三八の事
笠懸小品之有事
犬追物備事之事

行騰并やうふひゆかけ之事
弦きねく九ノ事
弦の上せき下せき之事
矢口祭矢開の事
奉射的之事
打はしめ之事
小的裏小鬼の字書事
兵家分別の事

弦をさし次てる事
せき法之事
弓太郎の事
百千的之事
土俵之的の事
矢母衣之事

追加
始しきつねるさ川の事

以上

（蔵書印）

春草巻之下

平貞丈述

うつほ靫の事

むかしはうつほと云物有て腰に付たりしを後には
箙を作り出しける迄其うつほと云物を後箙と
武用兼略にして用る事少しうつほと云物
六書に留てえへも其後箙も出所を云はして書紀之
為忠か書にうつほ袋根元は海にも有りをうつほ
迚付たる其かなりしや只箙矢数有て負ひて
うさくるまうつほ矢種をうけてやうて人をうかか

何矢さゝるなりも人を知り迷ひて矢つまするとも知り迷
き為昔の人が空穂にて当代の空穂めかしく作りなし
て色々の草を彫り未より之を空穂は何草
を彫るへきさかりも見へくも右にいへるかの如く言を
らむとて付らるゝといふ事文を取て昔はかゝる物なとも
いふ物有しといふ説を出しけるへく則此経筒をも安
作しける也或説に空穂にて義家朝臣笙の笛を
見て作り出されしといふへ一説に義家朝臣振り
に笙を入て持へき為に作り出していふ此説用ゆる事
無き迄也八十尺今集寫書に義家朝臣奥州 後之年

の合戦の時舎弟義光朝臣奥州へ下りし道にて相模
国足柄山にて空穂の中より笙の譜を取出し大調
入調の曲を豊原時秋に傳へ授けしといふ事見へ
たり是をとりて云出せる説なり空穂の始祥
なれ共東鑑には羽壺と見へ古今著聞集に義光
の事見へ実朝の時に尤弾守維久に画せられ
し奥州の十二年合戦の画に空穂付たる武者
を画きられは其始は久しき事なるへし

尻籠の事

近世の志こといふ物は六書に見へてたるしこことは別

の物なり近世志こといへる物ありこれハしこ尾志こ（志こハ尾籠とも書り）
（無骨とも不都合とも）かくいふ事有要なくて武用無略といへり是より
の志こハ古代なき物にて近世作り出せるものなり日本紀神
代巻源氏花鳥餘情義経記呉竹平家物語太平
記庭訓往来古今要集布衣記三儀一統高忠聞書抔
志こハ今此世のしこの事にハあらぬ古書に志こといふ
事に弱ハしき事なり左に是を無まゐらせ平家
物語長門本に云ける志こ付たる男なとしつのあもて
云く古今著聞集に大皮に皮とて中へ入なり海無に
長なり中略に皮に志こなかれあいてま田に打かけ

ひらけしこもきて行けると是にハ只しことに名なく
へりけりかくてもくれハ子細といふに及ハずまて日本記神代巻抔
に千箭五百箭の靭ハ志こと云ふ花鳥餘情に靭ハ矢をいるゝ
しこ也是すハ靭をさして志こと云へり布衣記に矢籠
を負弓を持（中略）其箭をあつて箙を腰におすに云く
是ハ前に志こと云後にも箙と云けり又三儀一統に
物喘出立水干もりをしてし脛をもさき志こをかす
しハ志こを負ふ是まで志こを用ふ此度又を志こと
いへり是にハ今世志こに靭箙胡籙にをなんと
と云これハ矢を盛る物也悪名とも申さまでとも思

尤すなハ神代巻に靫負とあるハ靫其字を
後澤せん為に其靫の似たる物をもて穀しける詞之
布衣記之綴一通ありといへハ名のみしるして委くいひも
志らる所ありといへれども所れたるは大概をいへる
所のたるハ笙篳篥横笛など同物なりハあらぬも
近くもおもへて笛といふ琴琵琶箏なとへて琴なと
ふすこひあるもしされども右の諸書に記せる所をもて
靫の一名を志ることに尤も中なくひとつの一名をしること
ふとなりかるへき矢を盛る物を志ことに此乃凡手牌文
成るへし胡簶と靫と矢筋とも列しける物の總

先太平記に九国の住人須々木田中遠江守矢絶たる人々乃
とぬ指くる靫に付して箙をかたけて立かかりたる根集て矢
挿をさして射られたるにて庭訓往来にハ逆頬箙胡簶
又は石打征矢切斑妻黒白箆矢鶴翮鴾羽白鶏尾鳥羽鴾
箙又は鷲羽鷹羽鴾羽矢名所見征矢又は鏑之又
高忠聞書には別なれとも加賀之助にかたりて付ける
又更に前ハ於て定むしに只箙胡簶矢筋二品也し
て何れも云ふ是ハ木の専名をもていひてこれハ云ふなる文
かの分けし文義録記並大衆孔かゆへにさうたる腹
其ふ神付て載り里見鑑をは志る心にかへさうる

冠額形しるハ枚つきたるを出して古代の冠かうふりの纓

は先へ背たる冠の額せしを出す冠にさし先たるあり

冠の額まへしも有るにもあるへしいまは冠にも額のまへを

考へし又額のうら冠にかゝりたるをもあるへし古

と思ひつゝ日本にゆかさるゝ事をも考へし又左にいふ

ごとく古へは今世に出ていふ冠を古代にしこ

といふ称を其名ハ同し冠也とも日本にいはさる

事を考へし古画にも今世の出でに額ある冠様ハ見へ

次雄て松の中古代にしていひし物を冠纓纓と

記し冠纓纓をは只冠を名と記して此例多し

増鏡老の浪かきといふ道房卿の事をいひし此説に冠額てといふ

世俗浅深纓柳小路の冠にも有御幸時近衛の将供奉す冠

纓纓を指中略冠武人とおもひし事よりて見苦しと雅

亮装束抄にも大将にすいふんなをりて事にいふ

条に法ありとも事ともいひてもいふるは中川らし

此ありさま此比はらに世にいふありてほそ法なや

之比の将装束抄纓外に言ふとも

古記装束抄をもして法ありて此をいひ又冠額の

紀世の事同し文飛鳥井雅久の画きし後三年

合戦の絵に冠の事をいひ額ある武士画けり其額

たゞし今ハ義経記に志こと矢もつさらに有なし
といへるに能合の籠ありしをしもへるきハ竹にもて
是にもと合せ考る道ハ志こてといへるハ蔵胡簶の一名
またハ矢志をとまる文字また書へきを屁籠矢気物
ならぬしハ詞の付てみける字ならん又たゞ志こ
と六書にいへるは古記作の節を志つりぬきまて
蔵胡簶は志こと構たるをいへるなるへし是も中
矢志こと書へし式人の説に空穂をさしたゞ志こと成
へしといへども字にも説まて用ひられし

逆頬籠の事

逆頬籠とハ籠の面に鬼の頬をさかさまに取付る是を
河伯面に云毘沙門天王の革の前に鬼面を付るを
革金と云是にかたどると云説有用ゐる文句也此籠ハ
只書にも古画にも留て見へさるなり一説にさかつら此
さハ小の字之文接の字之かつらハ首之白にかつらすて
但かくいふ説もあり又一説にさハ紫之紫別白之
かつらハ籠之白ふしまて籠の染をも考て是といふ
是之両説ハ於実を知る両人の推量したる説之信
すりにたゞ此庭訓往来に逆頬籠といふ後の
余説及此装束抄まては逆頬の字用ひられて有

彼装束抄ニ随身箙を肩ニ半ニかへて侍り又猪皮
熊皮此品々猿皮とはれハ猪の毛皮ニて包てある之
是も逆頬と云熊皮と有ハ熊の毛皮ニて包たるを
いふ也是を熊のさかつらといふ後三年合戦の画
にも逆頬箙と見て武者共ニ画たり熊の皮ハえ
より毛並黒て猿の皮もしくハ毛をさかさまにして太く此毛斗剥し
て黒漆ニてぬり箙を包むこれハ逆頬箙と黒き
しかし太刀ニ紀せし法渡はたて白き物をいはれさると
義経紀忠信等が合戦の条ニ其丈六尺余り張
法め……めし色黒かりけれハ……はなはたにてありける小

てありけれはかちんのひたゝれに黒皮を二十まいに一尺八寸たて
みおとしたる鎧ニ五枚胄の緒をしめ三尺九寸有ける黒
漆の太刀ニ熊皮にて尻鞘入てはきたりける逆頬
箙ニ矢とりそへて中ニぬり篦ニ黒ほろにてはいたる
矢廿四筋さして此中ニ取つかはまつりて十四束に
ふとく切りたるを添み指ニはしかけたりニ肩なし
黒色の弓此九尺斗有ける四人張を枝まつきはし
きに張ありけるを逆頬箙ハ黒き毛皮はし
て包てあれ数黒装束ニてあの此中へ入て侍り細川本
ニ有猿の毛皮を黒くぬり其まて包たる物也出所は

光信か画かける職人つくし歌合せ絵の中に弓師長執にのせ
し調書にもさくらかはにて柳ゑびらにてはゝを付て無意にさう
法に箙なくて柳ゑびらをかけしものいふ是を悪意心得へく
さくらかはといふは葛ゆかなくて其代りに蒲柳をもりつる箙をいへる
也と雨彩して さくらかはとはかく白き羽きし蕎にて組てもち
さくらは箙と号して他流しける古き物などさくら箙をみる人
尋し推量して職人尽歌合の調書ぞ古実としてあるに
出てるもさくらかはと名付し名義を採るから此箙
両面とも柄と三方とも毛皮にて包みしにてもさくらかは
を張付たり毛なきをよきとしてもはら類とも云大人の画にて

ても左右は揚げ方をいふ也箙の左右に張る法にて瀬の毛逆
様に付けたる故さかつらなり箙の両面の毛も左右へさかうし
にわけ逆く靡の方へさかさまにひきかけたれは逆靡箙
といふ也 小笠原民部少輔元長の書に於て甘日記 文明十八年 の記
に箙の中 猪のさかつら箙おもかけなし 押付には継ぬも猪
の皮なるへし 又さかつらに箙の毛なみを逆毛に付ける
なり

葛箙の事

葛箙は後鳥羽院御時の装束抄に随身の此箙を用ゆ
是なり 是も上古よりありし也 之延喜式兵庫寮

或は道教の條一口拵の墨畫一竹漆之句ゑ一ヶ諸料鹿
草（長四寸 廣五寸）とえへてり其文に依て考ふに墨畫もて纒漆
もしぬり草の緒を付たるに墨畫をつらとせに
草かつらへ埴輪とて緒に縄のいりて用ふる也津くら
ふしともいふ国人今にてハかきすつるといふ也

柳筥の事

柳筥ハ土佐光信の畫きし職人盡歌合の縫物師の中
筥縫の絵に見えたり其后細ハ見えされとも其大体
を見るへし柳の枝を細むきて蒲柳よ組たる物
とみゆ又かくやうなるものにて柳有其枝を束ねて
の枝也といふに作るなり

蜻蛉筥の事

近世えんほうゑもとにいふ物あり其製作ハ蜻蛉の津家
もあきさ筥のほそくして是を作り其後口に長き茎様
立て其上に横木をつけ其横木に蔓を立支に
ほそきぬきを糸して貫を結て後背をつけて結縫
こし母衣骨として其母衣を飾る料也其母衣
骨の根に大きく蜻蛉を作りて蜻蛉の羽をいふ
気候て穴をうかし以て其穴に矢をさし
矢の根まて下の筥に差込なり母衣骨と筥を

兼帯しける處之此物大塔宮の具なりし物にて
和州三輪の神庫に納置るを近世にうつし伝りて
といへり又或人の説にハ此ハ大塔宮の物にあらす
先年然ハ三節といふ者作り三輪の社へ奉納し
たり称之といへり又大塔宮の縁之として右の恵からす
負まゐらし立縁も有り按するに右の篠膝縫作あり
とへるも篠といふ物書物に見て見えへんなまきなる文之
見又母衣母衣骨に用る事ハ近世の事なりく古
代より代事之又籠の上に母衣骨を作り付れとも
脊の立中に負まハ母衣骨用に立まて背中の

立中に籠を負ては矢のぬきさしあしき事不辞
古の製之ものとて大塔宮の用ひ玉ひし古物ともせよ
斯のことく不詳事なる物を用ゐ無くに似かよる物
を妄作して人を惑しむる事悼むへきの甚しき
物々又かゝる物ハ迷ふさるゝ人も余りに浅智の至之

鞆の事

日本記神代巻に天照大神千箭の鞆五百箭の
鞆を負まゐらし事見へたり古事記に千入の鞆
とみえたり又華鞆服鞆拂鞆なとゝ延喜式にみえ
たり鞆も矢を盛て負器之鞆の象ハ軍記

圖説に挿写せるハ靭の字をも用ひて用ゆる
は誤りなり故縁ともし取捨なり其名ハ一書
に古きもの乃事を靭といふも是同類の名なり
なるはなきし 右大滝の作を靭負佐といひ神社靭
負の附ハ肩脊長靭を某記に詳なきにも故縁
の事を靭といひ靭なり

鞆の事

鞆の形象として中ハ空虚之鞆の如く革にて縫
かけてある也 伊勢の神宝ハ麻の縁にて作りて形
の如し用ひなから皆の作りし 延喜式にみえたり

あり古し人鞆張して一人作りし に 鞆作の事 續日本紀
天平勝宝の年の説あり 後世絶てありしより今大神宮の神宝の
鞆にありて作りて好もし様の形にして紋
画ける物之 古代を廃りて作りし故縁を以て
白くして墨にて紋を画り来るよし 延喜式
にみえたり 古今異制なりけり 鞆の形ハ古部
秘訓抄にみえたり 又軍器考図式にも載たり
古代弓射し人ハ左の腕に鞆を用ひて射し之
是弦にて腕を打たしをふせん為なりけれ
鞆に弦打あたれて鳴る音有也 万葉の歌に

まさしき物とも古語有りも私に婦れはしまりちまみ
楯之らるもと濫りと貞治五年二条攝政良基公
於御所の年中行事之歌合於書に射場始ハ古へぎ
弓場殿に出させ玉ひて弓を御覧ありて之公卿以下
束帯にて是を射させ有り神のよそほひ様すゝく
家々の口傳侍之し的を射さし鞠始と付すゝく
弓射る様かゝ於とし此沙汰も知れる人も古ありく
於きまやし見えて負治於此段に弱付て弓射
る様知る人すくなき世になりて今於世にも知る
人なきハことに成りてより鞠於前を上古ハかくとし

あんまりもなりし之日本記に見え侍る鞠の字唐士
にてもはやく字之。和名抄に云鞠切韻をいふ毬
左傳曰蹴踏張晏云之といふ文によりて蹴音ハ早和
名毛を注して鞠をまりによみ来る事とし又蹴の
本く古りなし皆後りなり鞠の字は日本まく
割して来る字なり
ゆりけ於指を続来
いすゝへて此太神龍神と戦ひたまひし時竜神
於たまへる矢に於指を落されたまひしを帝釈天王
謀をもつてゆりけを作りてさしあしける故

其比世に至て軍起りけれハ必ゆひ二ツ別れ草を
もちゐて結ひ始むと云説有用ゆるまて遠妄
説之龍神も帝釈天も佛氏の寓言にして叶者ま
譜何ゆふりふきて形なき物なれハ難ひ告へき笛
もなし深く無き事に及ひなしてゆかけの軍の
ゆかけの草を別草にして指をゆかけの本日本式
にハ比高忠か書に右大将家の御富士の御狩
目数結ひ指とに大指しるし有り指の草に法候
あて下り百騎進み寄りし其時大指しるしある指の草
斗をとかうして結ひ始しや史を求りしき形に

速其後ハ三指しるしけれたるゆひの二ツ別草に結ひし
か今にいたり結ふまて変り猶ハ大指としるしありに至ひ
を結きたり根本ハことかと不し指をつまぬ也ありに
まつくとも草まてゆひをつきまゐらぬ也又日出か
けの指草箇世て押し草にて流くる事略義之
指も同草にて流くる事也と是へ参り

きほうの事附定角

きほうの事とまて作りかたあるにハ誤りし事
先年紀伊殿の家士渡辺宗久といふ家に伝へし古き
きあそうしに難うつ候まて古まても物ありり

昔はみしかく形も長く末は椎のことく成り始にきはう
といふ宗冬の説に違ひ右のきほうの先ハとかりてせんとく
なり小ふとく末ハ切りたるなり北条五代記に川木は未
まてきほうを作りいと毎にまきてとさけるハ末まて
読みきほうに貼せて削込りたるを入るなへし神
保宗左衛門尉安倍民部少丞へ仰せ付けて大負の河原に

より蟇矢て當流せず込みたるきほうをかし合力込へと
いふて意化記にみえへたり是ハ歌増の末にて矢念称
射くさかんの為に一所に守せしなりへし末まて作り来る
すいふ北条五代記にみえへたる末まて削りたる物と
雑兵を射たてまさん為に射程のため意なるへし
又宗冬の傳へし定角是又古物之かたちハ古き
きほうを四角に拵へたる物なり是も先をとかり
せまてけつに切りたる物なり

狩俣の事

狩俣とて近世締紙子木の鐵もて小児の玩物と

あはせのごとく曲角なる装束を強く張たる之其制ハ
出来て其遠なり是ハ古制なり然も此まで行はれ
とも一様なり御用ある事なり強装束といふハ別に強装
束の名目を定めていふハ強装束の始めへといふべし
なれバ其物と推量して織物を以て装束を縫ひける
物に装束といふハ後さらに今のいへる糊を強く
物にてへたり強装束といふ物紫丹の末にてさらしつる
薄あり又糊をもて造たるをもちゐて立烏帽子をも装束に
ふ調度のみを網の立烏帽子を装束ともいふ事なり其儀を
入るべき義也強装束といふべし立烏帽子を帯し

名付る事なり強装束も強をもて打たる物なり故へなり
強装束といふ古へ強装束ハ曲角なる物とは源
平盛衰記に高倉院の文に長谷部長兵衛尉信連戦
の条に強装束といふハ後々の内侍所の御前を守りし
ものなれば清所ハ織官なれバ地下にして其事を披露すれ
ともさ人ハまゐるなれとて内侍所の御前にまち
をす也強装束を好む左右衛門尉ハ赤皮をもて射
八咫鏡をもて仲間を守る国王の御宝なれバ
神器の新を比ゆるへき也志からし信連ことハ
しれたるへき内侍所ハ天子の御宝の鏡之読ハ

多くあれ共矢をも射ひしまの所迄ハ弦袋も多し
されハこそ内侍所の御鏡のかゝちをも移しおかれつる故
ことかくしおかり古き物ハ弦巻をつゝむかきりをいふ之古し人ハ弦袋を太刀に
付し之太平記小笠原通衣物条々小春御在府つゝみを書
しに左馬出仕の時ハ赤銅造の太刀をさき赤太刀を
指せられる故叙爵の後ハ此太刀に弦袋を付られしとみ
えたり奥州後三年合戦之絵巻にも古画とも見ゆ
きりとえぬ小太刀に弦巻をも付られし弦袋ハみな
弦巻之鐵物あまりにて強くする世角あるの袋をも太刀
小付し神ニ一所もとへ帰りを以て弦巻の名成

半をも知へし　鐙表おして弦巻二ツ其名済る也へ一世
俗の詞にをとらひ名を出せる所なり
見るぐる足矢其事
ひきり矢を水鳥をも射る矢之拾相おもむかるよしして
水を渡る也されバ末にてかゝるかたより所ハまけし
らへ先すハち平記兵法をすけたる弦秘伝書
あさる矢其事かなる放ちかちあるを下知ちまへ夫
みなし何処にても去らる也へ水鳥之射ます也けに
年前よりもといへるまて前より有る物之
古今著聞集にいふみちをくふ田村なのほ人

高き名行末しらぬいふ男鷹をもちひてるなるも侍

きしてつましく母ハ遠くゟあり母まうしいふ所よ参る

とり其一流うち体うちをもちたりき持て射たりけ

る八あまりまうし流ゆるされしこと也又末の集に

正治二年百首抄ありハ人々射流まて川瀬の水に

おちける名をひしてある事あるし　源仲正の歌

おのか流軍書に記ありふらしいふハかゝる事ありぬ緬

矢ともなく目のしかふともいふと見えたり

石打の征矢の事

石打の征矢とハ大鳥（大なるハ八ツ口しの尾十四枚有　小なるハ十ツ口しの尾十二枚有）の石打羽にて

あはせたる征矢をいふ是ハ大将軍の用ゆる矢なり

されハ前右大将宗盛ハ小国へのかし時源義経の高名

と石打の征矢を内府宗盛に申しゝ源平盛

衰記にみえたり石打の羽とは尾の両わきにある羽なり

なる羽なり或説に石打を称美するにハ羽の性

つよく直なるによれ是を選て石打にかまへ引に

性つよき事たくひなし石打とハ鶴を石打といふ説

もありて其名旗を称美せる也とハいふへからす

といふ義ハ鶴の家之

黒津羽の事

是津羽の事　津の字に付ていふ也しかし只羽之ハ
先ツ風吹津風抔といふもあるハ津の字の数之
志ゐ寺羽の事之ともに武経に露津是あるのも然り
といふにより鶴の是羽の事之ともいふ然ハ露の
是をもつて錦の羽是をもつて志ゐの忠津羽ハ何れも
如何流軍也小小鳥羽とて十二在ハ何ハしもて下之
大鳥羽とて十四有ハ志鳥羽とて上之是志の忠津
羽之鷹無記に新鶴の水羽とハ矢ハ忠鶴の羽に
てたとへるすしも見へてたハかハりしくあらすして
たゝし鶴の無し

野矢の事

野矢とて狩の時射る矢也　されはかりを康矢とハ云之
武経に野矢とハ征矢の事之といひしハ狩の真意
ハ家老のよし無しとハ今の文ニ当ル小屋も次日本記
神代巻に天孔火火出見尊山の幸はりしと見へし但
山にて狩をして獲物多しとなしきをいふへし其時射
ましし矢を野矢の始とハいふへき日本書紀にハ天王紀
に猟矢の二字をさつ矢とよみ来也猟しよへは
康を射る也されハさつ矢と訓付して射るる方
の古伝の中に野矢のこしらへ様は法式アへ此物よう

定法なきの故に雑ハ山にてなしするまじきなりた
して矢の事を定まらして其中ハ法式もなし其の広
くして浅くもなきに限へまうしからすへし心にてし
其矢として其なるへし　一　國家の法集にも三儀一流諸将
場の御供の騎馬六頭ならへし　出立ハきらんかんむ
りはきしまて背をたかき様の波の志こもを負て矢すハ
四ツ目をさすへし　羽ハ二ツたきやすハとひしよ拵之
とらへふる羽ハ二ツたき之とて其上四ツ目の事之
とハふ所の四ツ目二ツたき不すする物すハあらん
割しやすハ高忠聞書に委し　二ツたん紀とハ羽の

先をかしきして其ハまし小蚕の中なり北矢ハ竹相を用
ゆるし其外定法なし　兼来に様の物なり旅羽の鶴を
かるの中にも及たさるる　源平盛衰記にハ猿皮かう
ほ布に志し矢のまさすてとふ　曾我物語にハ志て
矢さししるる佛忠ひに　又粧のなか白まてこしらく
ぬもの志て矢又たのまさへの志て矢たかしてるに蔽て付
るとしいへとも皆鄙矢の事なり

一　何まの西の矢の事

何まの羽にてはきたる矢の事　平家物語長門
本に平紀より及へるる世に羽の数家何まの書有

其内にあかき面赤き羽しつかむれとも彼是まちまちにて
むさしかくれ行迹を見とし これを兆とし定めん
かくして友に山居候し古老がいひしは舞楽も安
摩が舞楽といふ中も何れ時代の面に似たるをゆかりが
面が羽といふ形之し彼面にて貼ける書てそ迹をおもに
而て舞の中に人として加へりたる後安摩が舞の様をとらん
しかるにひかけたる冠まて彼紙に書つる面をとりもり
舞体を画ける七絵をたて字し形に接すらふ海士が
面も仙人の面も老が人の面に似るの中にも安摩の面と
見るは海士の面とは見る中にはたえなる何かが羽に似つる

抜が石かる面

右は弁の面に似たる文有羽を呼まの面といふへき本
かの子蛙川親血ハ松前人の蝦夷へ渡りて面来りし
あるの面の羽をみてうつし先の絵のこく是を松
前人何の面といふなし其よし詰てきき

右は羽の文上に二ツ黒きハ弁の面の山形にかたとり
下のニツ沢は弁の面鎌にかたとりて此羽をあ

出は面と名付るにや

神の矢の事

篠の神の矢を中さしの事にと云説の用ひ事
なり近中さしの事ハ前に記せることし神の矢と
いふハ篠のまゝはぎに篠の作り立て中るへし
くるのまゝハ神の矢用ひすして矢くはりとなりく
今しかさなくてほり立の鏃に甚く矢の根をさ
篠のまゝ是に矢うしをもする時ハ先むふまを矢一ツ
立置さ矢を本神とし力にして矢うしみをする
故神の矢とし其く神の矢ハ征矢の中より一ツ取て

用る事也神の矢とて引ニ搦様有之ハ如何なる事にて
矢ハかみ相伝様之秘事ニ而是を用ひ申さし共それハ
家ニ略する人て才様ある事を秘事ハ心得かき
ことく人にてよまりんせかき事もするとハ軍中ニ而
用るには立へからす軍法を数万人の集る之秘
なる事ハ成かたかるへし

ふしかけ之事

如しかけハ只矢箆ニ而より小さき事にて篦筈をかけさ
て成さる節の付き所より箆ハひきれる故之依てひき
出如先ツは節をとめて深き所は節ハかけるやすり目と
よけてひき出ぬくされとふしかけとは名付る也
後まハ只かきる事とし如くて又如しかけにさ候
於品出来てハ弓法秘書にふしかけといふハ節付き
ハ矢をぬりきるをいふ之又水にぬりてさらしあまる
を乙て如しといふぬりて又長くぬりて当矢をさ出く
ぬりさるを長ふしかけといふ也ふしかけといふハ
いつれ是ハ矢の節の所ニ而かけ成る如くに如しかけ矢を
は御所的の時ニ射させ候て如しハ御一所的ニ
付も用る也小ふしかけハ略義之と又へし

弓従者名付事

虎侯と名付る事ハ虎の足乃ゆひに侯に水かゝる
に似たれは虎侯と名付しといふ説有り用ひへからす
虎ふかきては表わ水を含ミかする有り又侯とあ
出来とてゆひの侯とすへしといふ之式人のふハか
り又といふハ之へるすまし之睡の侯はしくなる故
かへるまゝといふ詞を略してかゝるといふ又時
してかゝると略して称へ其詞にて虎侯の字を
宛用ひ来りて之るハ発明の説之用也へし

次第の事

論にかけ来る虎侯をハかゝるといふへし

鏑矢といふハひきめの事にてかけるを虎侯
といふ之異をかゝるといふハ悪き詞之品虎侯と斗
いふ事しきりく又とては子細有り文之高忠か書に
さくりまことといふハ鏑を射て後やかて虎侯を射る
をすかりまことといふ之品きりまことといふ事ハ有る
為事之鏑を射て二の矢にすかりまことを射てかな
とらへされハ海辺猿の子の狐を射しうるもきもた
まいて虎へゆりけと物ふりまて耳へ射ふるをもちひ
くせて二の矢にすかり又をめつく狐乃尾を射切
くるましく物語にもかゝるかりとるへくうすかりまる

とま字を今ハかならしなきして今時の詞なり
物うることなきを射し詞なり

的矢紙なき事

的矢ハ紙なき也式之と云説ありて用る事なり近
弓法秘事ニ的矢ハなハきニ也へしと見へたりなはき
といふなき真弓の事ハ何まて皮ありしなき中之てなし
秘伝ニハしまゆみのかはなり白くハし皮をいふ
又藤ハかはをも用ゆる也何也しかハ大月出用ハ
中まはきて其之出用ニかゝさ也ハ木の皮はさりと
見へて的矢ハ紙なき也其式也て近てとも真弓ハ

皮なきは奥代よ紙なくさかむすゝきまゆミハ皮白
きゆゑへまきりして紙を用る也けり式ニハ此に

丸根事

高忠軍書ニ征矢様様中略丸根之を見へてたりま根と
いふハ鏑の如くふとく中ニ志のきゝを付て志き
をゆくしてなるいふ之是ハ後ハ矢なと乃小指ニも
ぬき出す事も志のきゝを立てゝは心よ利くさゝなくへ
丸根を用る之近世丸根とい

弟ハとくひらて打てゆをけ付る物なり其又ハ首の
丸根事ハあらたハ鉄製物なり

海冠之事

海冠とも海苔とも云て草の結を継てその
かしらを以てとる是ハ神功皇后三韓御征伐ましまし
とて筑紫にいて玉ひし時御懐妊にてありしか
係りれ産の促し付しかハ御石の海で浮戸ヶ挟み又
玉ひし御産の事をいのりて征伐ありて筑紫へ帰らせ
玉ひし御産ありし御子ハ応神天皇別ハ八幡神
御事之彼浮戸へ海冠をさして入玉ひしをかゝさす
海冠を取てといふ説あり由に云々文字を随日本記
にも云皇后御懐妊にありしかは石を挿て御腰

に挟ミ玉ひ御祈祷ありけるハ事終りて御らん時此所
にて生れ玉ふ事ありしと伝へ出しと云也其石今に伝ふ故
の縁の石外ほとりに有よし浮戸へ海へをさし入
玉ひし事ハ正史実録にハ曽て見へさる事之
而にたゝぬ妄説之ゝ海外何の由へ敢実も入ふなり
を碍ちに立見をも土砂にて海のたれ挟するを以
出て何人ヶ挽出せし哉へし又海冠に草のく
龍頭をも挽へ竜乃口へ海外へ入る毎にたのしむ也
海草と名付し其剣に挟秘伝なとといふ説あり
由へかりに古書にハ曽てなき事之

的の始の事

仁徳天皇の御宇十二年高麗国より鐵の大楯をたてまつりし時諸人射ぬく事なかりしを的臣の祖盾人の宿祢是を射貫けれは日本紀に見へたり是我朝にて的射る始之といへり用る文句にて神代既に弓箭ありし事なれは的射る事なからんや出雲国風土記に天の下を造らしし大神の契立て射玉ひし所なれは矢代とはいふと見へたれは的は神代より有し事を知るへし

的大さの事

上古的大さの事　内裏式（弘仁十二年にハ定し記之）正月十七日射礼に用ひし所の的ハ板を以て是を編む親王ハ二尺自餘ハ一尺五寸若蕃客あらハ蕃客に五位の上ハ二尺（蕃客なきにハ蕃客より事也て伏者之を伏者の位を授らし給ふ蕃客の五位以上を以ひ伏者に的射る事之とみへたり）延喜式の兵庫寮式ハ正月十七日大射の的拾枚一尺五寸の的百七十枚又正月五日曲宴停射の的壹尺五寸の的三百六十枚と見へたり宇治拾遺物語ハ鳥羽院御位の時白川院の武者所の中に宮道式成源満則員ちの的弓の上手之中（中略）二尺への的をこひし是を射二の黒し射てのち年に遠て

作りしを見てあり古きを以て本家にて用ひ来し的の
大さ之中古より射家にて射る的ハ法量物なり
小笠原備前守朋貞於寛仁年中記されし書之 的形勢五寸より尺五寸までへ至る其寸法
右大将家於時定め置る義論に於時代を不之定
了しる不詳

的形弦三重にする事

上古より的形弦ハ幡を三重に墨く回かくし續
日本記文武天皇於御宇大宝三年春正月丙申 子 昭
壬辰時代記法を定て日張布ハ布を縞院て作り
其布縞縞中院に細く作りて八布織縞内院にて帯くい

布織文を定く張の寸法を三段にあて縞し串に之
なり 布角枚○ 差別串 其縫墨付 院の字ハ玉篇に調官於飼
サシリツシ トヨムナリ 垣周之と詞まて御ふ八垣袋とうしと訓
さ的ヨ弦を回かく故外院中院内院とかく之内表
式ヨ八外縦次縦内縦とハり縦八八全かし其支
幡を如く道具之内院内縦八日本の弦の皃之
中院中縦八次の皃之外院外縦八之弦の皃之院と
縦と詞を分れとも同し串之三重於幡を画
かく其文八張於寸かし定順已例へき故之中
真八己来武家にて張し三段よりの串右付込ハ

的の絵之図に画くハいつれの事そ只的の表の餝とする
まての前に記し来るごとく守貞拾遺に二の黒を射
落してあるをよしとする事を見えたれは貴殿のおもわ
旗中院内御所親王親内親王にも存る度也し
二の黒ハ二の黒ミをなしていふ事に為りしと見えたり

大的といふ事

可法様書に小的と云て大的とはなしと云ふ事なり
かけあそびの的に五尺戴する的とも申と云あたりと
も見えたり射事なり只的とは申也し後に
は小的始りしより物ハしきりに大の字を付て呼

なりつきたる之法堂物に大的の事と見えて大的と
いふ事ハいかなる事なれとも異にあり人の申もとり古
書ハしるす事なれハ俗に通りて大的と書也し
なる也し

小的の事

小的ハ鎌倉時代にハなし東鑑に見え凡宮射為
の時代まてハ記せし書に見えて小的の事見えてたる
されとも始りし年月併に射始めの事ハ不詳
またかくなりしといふ事
近世まてあるく事のしてへいまで射て見えたりみせさる以

小的の如く射礼は古へなき事なり又射る方古傳書に
も見えず今又まれにハありといへとも古しへゆかしき事く
弓射習ふ者の小的之近世も同し事也御遊にても人々
弓射てなくさミにハいかなる物をも射させ給ひしか夫
物を立て射しハ近世にしてまれ/\にこのみて古
しへハなき事なり近世にても今ハもちいす世上一流にて有し文
なり是又知らすしてもいゝなり

八的由緒の事

八的ハ君東鑑庭訓往来新甲陽軍記なとにハ見へされとも
其式ハ不祥騎射之ともいふ事射なるともいふに従へり

て一遍なれとも御射ふ有へし細川幽斎自筆に写
されし古物語ありきれぬハるに馬の御かしこいハ廿所に
馬場をゆりて二所を射けり馬場し名付八所に的を立て
格式を八的し名付て是ハ公方殿上人射させ給ひ神
社前に三所に一つ場をゆりて立たる的を立て板まて
をゆふさんしゆて是ハ武士ともさしむれ射之事の跡
射なりしをうちいれし御所に近世ハ的を中射也
して五的ハ一て掟針二に筋三に卅米葉四に花形き
五に回り六に無の織七に四半八に的を立る射様射
事一番に掟針を立てすへしたとして出して射る

二番に筋を立る的の方へ引出して射る三番には
筋を立るを大前と大うしろとす是へ延て出して射る四番
に花ふさを立るを大前と大後の是へ去りて射る五番
て見虎を立るを弓矢より的の方へ引くを出して小縁を
於て射る六番に丑の緒を立るを的の方より弓立の
方へ引返して射る七番に四半を立るを大後より大前の
方へ立み出して上段の方へ寄りて射る八番に背を立
るを作りなして射る是を八的の曲節として大秘
傳の事とし以て用る也文於り此曲節は庭訓往来
に揚る雀小弓勝負笠懸小串の會草鹿角物の

杙三々九々更八的なとの曲節を日本續紀に見えたり
異字に替りて梅様出して三串にして而庭訓往来には
八的なとも有りの字はこの揚る雀小弓と以て分ちの
八的を入れて以て作る字の曲をもある儀也
節は竹の花形何もことくに揚り以下八的と上の半
ともに何とも一節一曲有事也故に本の曲節とこし
ふるき筆の字は八的の上のことくにして以てはあ
らはされず曲節の二字揚りまへてしへ付て以る
八つ有り此儀を會得せは曲節は八所の串にて
其をいかにして何となき風なり射形を仕出す一秘文

之なんといふ事あるに協ずれハ八的をも射しまるる

事も秘所利

三的外事

高忠聞書ニ三的ハ八寸五分の事也又当立テ小的

を立テ射る文を下ニ的といふなり又尺ハ了り安貞二歳

十月廿二日将軍由比濱ニ出テ給ひ流鏑馬有り相模四

郎足利五郎小山五郎武田六郎小笠原六郎三浦

又太郎以下射ル三的外後ニ三寸九分六八三以下作り

物射ル各射テ二寸ヨリ二的後ニ寸五分後と

いふ事也

三寸九分四六二三八外事

流鏑馬次第 小笠原備前守持長 永享八年八月記之 小流鏑馬ハ仕由比師出テハ

三的を先テ射之投作物外事三寸九八的ハ長ス也

迄ハさわぎ不足ニ又作物之列ニ日記有之以之

くり類聚流鏑馬次第 浦上兵庫 執筆之 蜷川道運所持之武家

以浦尚清書ニいふ三寸九の的の寸九寸串外長之

尺的ハし事なるへしとみえて无外にも見へてされ

とも遠ひて様もなり紀角祥形ニ無事之右外之と

九外的ハ准して因子ニ四六八三としるる八世寸六寸外

的をも三ツ三一所ニ立て射るをいふなるへきか何迄も

如此さへ賞翫したる物の世に思ひけるこそ不祥

笠懸の事

室町殿時代に記したる笠懸の古傳書に何過し
笠懸ハ頼朝公時代に始るとへ記れとも中古記に寛
治六年二月八日に加波多河原にて義綱朝臣が京
士拾者笠懸射し事見へたり頼朝公征夷大将軍
於宣旨を蒙りしよりハ百余年も以前の事之能也
とも頼朝公の代に始りしとは何にて頼朝公の代より
らひに笠懸の射式を改られしを従ひて其時より
笠懸の射式始りしと傳へたるものなる歟

笠懸に品々有事

笠懸に品々有りて小笠懸大笠懸遠笠懸とて品々あり
とへ子細有り用る事なる也是又実も知ぬ人の多
従たり笠懸とへかいへハ遠笠懸の事之也ハ遠笠懸射
事射し之後に小笠懸出来しを始ぬるに遠笠
家も出し故小笠懸の的ハ寅卯にて四寸にて方也
遠笠懸的ハ小さきされは小笠懸とはいふ之遠笠
懸の的ハ壱尺八寸草まて包みて開き有る
遠笠懸の的は一尺走より枝に挟みて打てハ
枝に的をさしに笠懸的ハ壱尺の五八寸あり

遠笠懸の的は小笠懸より遠き故に遠笠懸と
云ふ之遠笠懸と云ふるとて近笠懸とは云はず笠懸
と云ふ大きとて大笠懸とは云はず近笠懸大笠懸
と云ふは無き事なり大笠懸と云ふ事も有り古書
に大笠懸有りと有るは追物と笠懸と二品の事を云へる
所なり古しへは射手の浮に大追物笠懸と云ふ事を一日
に行ひて大笠懸と云ひしも大追物の馬場と云ふ
事を大の馬場と云ひし大追物の時と云ふ事を犬
の時と云へる皆古しへの射手の浮之流星物に遠
笠懸の事を遠の字を付ずして只笠懸と斗書
なり

犬追物の始りの事

近衛院の御時狐玉藻前と云ふ美女に化したるより
より那須野にて狐狩をせられし始りし也其式の為に三浦
と両上総と両を射させ犬を射らせ始りし世俗に云ひ伝へ
しは無説之正史実録などに見へざる事なり又八幡
宮より始る一説に神功皇后三韓を攻め玉ひし時
彼国の王宮の門に新羅王八日犬の形りとされ
文字を書給ひて帰り玉ひしより三韓を征伐
まさしく犬追物の始りと云ふ事は又見る事
故に近神功皇后の時日本にいまた文字なし

御返しハ皇后書写ニ筆はさミけれハ皇后の杖ニ付
きあらはし是をかの門ニ立置れしといふ事と
見へされとも文字書あらはしといふ文ハなし一説ニ
武烈天皇犬を走しハ犬を試ミて給ふ事ハ日本記
にみえたり是犬追物の始之と云へり犬を走らしく
馬を試る事又犬追物ニ似たる事之といふとも彼天皇
一時の戯れニしおはしましてさして其時より引つゝきたる事
犬追物之儀有しに同しきれハ犬追物ニ似たる事と
はいへれとも犬追物の始とハいふへからす凡犬追物は
頼朝公実朝公の時分始りの其一所の儀式矣実朝公の時
善悪未然事ハ入道将軍頼経公の年中泰時経
時ニ評定せしより騎射秘抄の序にも犬追物目安
にも見へたり御ちに実朝公の時犬追物始りし事東鑑
にはのせす是ハ考ありしけるにや欤
実朝公の歌集 擁集に建暦元年七月洪水
漫々と土民愁歎せん事を思ひて一人本尊に向ひて
祈念していはく ・
「時によりすくれは民の歎き也八大龍王雨やめ給へ
とへ此洪水を実朝公の御哥を東鑑にあらす
騎射秘抄犬追物目安も頼経公の代造られし時の書

なり古老の傳説をとゝのへて書しなりへんとは後と

成りたるにや

大追物術書之事

楼葉見聞私記并近衛殿抄に出たる大追物秘記に

貞和二年記録の時の大追物式之とて載たるをみし

に正和四年武蔵国豊島郡某村にて法のせし

信濃守家久の家令により大追物之式

を拾書許せられし大追物御覧記とありしてに

氏の家士射手撿見与次をも載しも之ともに姓名を

述べ記録の時侍の名を書て其始終之式八御説

記の趣を用ゐて馬場の事其外之事八御説記より見へたり

新儀之流も交りて当世の人疑ひを生ず其無根よりて證

御家之大追物八鎌倉の御所之大追物と證家

小打傳せられたり正和年中之御説記之趣をみるに

宮御所の比之八出て大追物とは遠ひたる所ありて一家

の風儀あり　右之云楼葉見聞私記者八大江廣元日記と号し敷判時代之日記之とて享保年中元名須戸石居後之加及佛居と呼ぶ人あり彼儀之有りて望其私記も用人此術

儀とするものなり

行縢并屐之事

天竺太世羅国波斯匿王之御子斑足太子八其母黒

鹿山之母鹿化して王の后と成りて生れし子なり

故に母に似て足に斑ありし也　斑足天子と名付成
長して馬子等に右流左総して行縢を作らしく
もちて朝に之是を学ひて日本にも用ひしといひて佛氏
の説にして信するに足らす　況我朝乃行縢の始りハ
不詳大宝令の衣服令延喜式三代実録扶
桑略記万葉和名抄なとに見へたる也　上代よりある物
なる事をしるへし　近世行縢の事記したる書
其書の奥書に応永十四年八月十五日小笠原備前守持長判を
して奥書もあり持長の説に後人絵図を加へ加筆したるもの也
行縢の寸法の外に仕様を付たる裄を覚して丈を
あらはせしといふて記せり　或書にあらはせりし

裄の外秘説ありよし哉ニて按するに室町殿の時
代に甚しく古伝書にもむかはきの構様と云る
書みへされともあらはせし事ハ省て見へ去て
又あふちあたり追物笠懸杯なとにむかはきをはく
にあらはせしてより何迄の射藝馬術にも
用ゆ入用の事なし　射手方にあらはせしと云
物有ゆる故実を云ふ事也　射手すてハ右流の前縢
の下に引目とめまして草摺を付ず及重て見ゆる事
引目をくるゝ重事ハ有之歟引目とめを付る事
もかのあらはせしハ婦に用ゆ之用る事なり[illegible]

何為によりて申さひ申出しを無他しるかにはなり申
にさ因てあの奇也は秘事口傳に出でし傳之又一説に
申さひ申出しといふは帽之神妙文にむかはき候補を
切る事を申さひ申出しといふと云へり神妙文申さき
神事並弦相として時みてもかき紀候けるか申候
角をも切る事又は高忠申書に外候古傳書にも見へ
これともまいを申さひ申出しといふと云ことは何也候
書にも見へ候信しかるへし

弦さねくる事

弓の弦輪をまきとめをゆふきとめてといひ弦をいさい

てよいふ之小笠原貞宗清記闘中記になにはつるされてとなり
節用抄に別出候二字を出して布切之と注しえり布
小袋にも弦ナてもなさくをさおく別出之 オキオイ 多通ナリ

弦をさ深く事

弦を紙にてさおらしいはきしつくしてよく切て略語之
此に不出をさし入てくの目の法之平家物語長門
本に維絃は入り候の忍候しに引か候の記之事
れよりけ引かさぬのみておさし法にてかるう
所へ候封將の事由り

弦候上世紀下世紀の事

弦の上せき下せき中せきを言ハ上の方を下の方
をもとヽ云也　細川高国に小納言ニ弦下紀
方よりきれてハとらんへけり

せき弦の事

せき弦ハ如し　信濃国紫と云所にてさしたる弦を
寿弦と云けるよし　小笠原数貞記ニ見へたり　又大衆
往来ニ坂弦実弦と見へし　今坂下と云所と実とし云ニ
所の名物也しと見へたり　名丸の事ハ左も同無し
軍法にて弓にせき弦とて用るハ名丸の実弦の事
也　紀に見弦をせくとて以おもとを何之法要録抄　室町府代日全俵

私書ニ日弓の弦ハまさ津乃之苧弦とは数の弦の
上を苧をもて太刀の柄まくことくちゝへて見事を以て一寸へ
苧巻苧弦と以て略儀之弦をもまくはまゝ射なる
して後ニまく事なりと見へたり

矢口祭に矢答の事

矢口の祭を矢せきとも云一ツニ仙ゆへる人を弦りて矢口
の祭ニも始て物ニ出る人の肩を射る時餅を調
て其ハ餅をきこしめす射手ニ山神へ備へさせ其ハ人へけり
操迎なり鳥をせく餅とも云又矢完とも其日の獲
物の肉を庖して人に小喰せ食せる事とも以テ行也

也其外法に依実有事之、東鑑に見えたり。初狩の人狩
りハ何れも徒にて馬上に射る時に狩に準して
矢口祭矢ハ用ひさる也

百手的の事

百手の的ハ鎌倉時代よりハ有りしにや、東鑑にハ見えす。
室町殿時代始りしや、其ハ代の古傳書にハ見えたりしと
近きとも始りし年月なとハ見えす。去惠法師の書れし
庭訓往来に百手の達者二家是なとと有しハ是にて
其法百手の的有りしと思ハれ候。百手の達者とは
百手の事にハなし。百手的ハ壱人にて百手射る
事にて達者不達者ハ云へからず。是ハ百発百中の達者
と云ふ事なり。亦射る家の射手上手に達し、稽古つまりたる候
射事ハ文の如きにて何にも事に候なり

奉射的之事

近世の説に奉射的と云ふハ上代武家に用ひられたる式正の
的也と云ふ。其頃迄も云ふを奉射けハ式の大的の事之
是ハ甚遠き事也し。大的射る中を歩射と云ふ。是之歩
立と云ふ事之、其後大追物の射務射に對して歩
射と云ふ之。又神事には大的射て神に手向奉るを
奉射と云ふ。式の大的を近世奉射と云ふハ歩射の誤

遠へ形り又射的と的に字を付てもつはらるゝ詞之
射る方ゟ書に文安年中に出る三条山城守説を記せし書也当射しゆハ当る者に
物の名之類也ハ田舎まて神ら中に時よりし六人して
射りを作る等射形り

弓太郎之事

将軍家にハ御所にて正月十七日弓場始に大的を射
させらる是式の的之此時大紋の射手にて画に射手に
揉衆と被仰令を弓大将としみ之并弓太郎に是ハ将軍
家より出候ゟ管領に御教書を以て被申付るゝ
其文云如左

明年正月十七日弓場始之事為弓大将可被参勤之
由被仰之依執達如件

月　日　　　管領名判

某殿

右のことく弓大将ハ前々堂上之事之右之案文ハ満年当国
国持ニ限らす近世ハ弓太郎ハわさと定ぬ重き
事と知りて松ハ統的に弓場に出る和歌毎ニ弓太良
弓取所矢太郎矢取郎寄りて撰りてされハ何者に
事ゟして取返は的場まて趣に弓ハ支配せる者
ハ二人定・定て矢太郎矢取郎として以ましいへるし

抱しけきれ果てる事是ハ不抱を知りて連も能りおろ
く旅事有太帝し不ゆれを送的場ちまてこそ於
東郡去りかろしき者と思ふ事法申し几迯
夫のみならす弓取所失坐所於ても不名を被出し
けるハ言語同断なる事也能り於事是非をいふ
へき詞なし

打おこし於事

弓をひ人連弓を打上ケを打はけ打おこしといふ
事有射伺の事之的出法記 永禄十六年伊勢右衛門尉貞久の記 打上
とハ當立於時州康条拗なし射る時弓打向てる中

ちゅは打おこしとは大追而笠懸などさくりて射るを
中は打はけ於申し ひろき拗まて射之又大追而中ち出
小笠原無染大輔源元長の詞なり 小大追而まて打向けとハ不申打おとし
と申なりうちおこいくとも申へし小笠懸などし射の
こゝろ之是之を引りる内へ寄るくして見えへうり

土俵之の保於事

之の名を甚大きく作りまるを土俵といふ是楼場於
土俵於とく形の級其名はるへし一説不是ハ地州
道標於作り初し故在標之のまと云て在標云俗名
新古の釈義寛元永正保享安於此於人之土俵子

津村ハ在様より小笠原相之影事記ニ云ヨ川村ニ土
俵なりし中事も有しに足へり故記ハ天文十三歳
影事記清宗孫侍といふ人の出しへ天文の比既ニ
土俵ふつねにありけるハにことひかへなりて中ハなりしと
出つるも土俵ありて中もなりしとハ本式すハ有しといふ
文有り又前陸奥壷後語ニ天正十八年三月小田原御
陣の時中略秀吉公いとひかへしの御翟廉冠の御
田日蔵人弥付の御太刀二振御たまき今の土俵ふつ本
の上ニ相手一筋さし是を総ニ付所ノ所化を見て也
ふり立し是ハ当在様小笠原より土俵ふつ有道之

小的の裏ニ鬼の字書事

千葉集ニ古多賀高忠抄記的の裏ニ鬼の字かくる事すへきことハ
とハいへり又字林的の書小笠原持長持清政清政廣之清之長ホの説を集めたる書なり小
小的の裏ニ鬼といふ文字ハ書ひ及なり但出とても
しかくれとハいへり本式ニハ出つる事ニ悪魔を射
るとして的ニて鬼の字を出しといふ説もありしかとも
不審としいへる義の裏ニ的く板の裏へハいへい是まて射儀
の的ニ書ハさへ板なりへし近世の説ニ鬼の字
を出す中ハ鬼の文字ハ甲乙ムを集めて字なり甲乙
而してより義之とひへり是ハ安卿ニ在卿を付ゝり

説之甲乙於乙と几とハ符之九訓カク清イこ此之字出を
知るへし且鬼と書ハ本字ニ有らん鬼畏と本字之
無説無説之事しきく之用ゆる事なられ要塵を
射る意ニて鬼の字を出し以ハまもるたる説之
鬼の字書事しきく之と有は又一段まさりたる説之

矢母呂於事

武用無略ニ矢母呂於常ニ用ひ其ハ我座右代々を
伝ふけて座を上ニして矢を入し下於口をとて宮ニた
る器之無比指形り用ゆる事なり近古割ハ随無ハ日
記ニ小笠原元長の記ニ見へてり其外古傳出るも見へして近其割

皆一様なりまちくニ遠ゆ形し座右の指ハあくれ於
出とも小矢母呂箙ニかゝるよし見へてり土佐光信於
画し一の谷合戦於絵其外古画も見る小武ニ州
ほふ在てり箙ニ用ゆる人見へ川高忠ゆ又ゆる古代
うつほの在流ハ有りて加く串か物りを付して
見へ來れとも在流をせさりし此ハ矢母呂を近し
形るへし後ニ矢母呂を不用して在流を作出せ
しも此ハ十後箙ニ矢母呂を在る事ニ形りし
ハ矢母呂ハ矢箆於乾して近由ハ落乃用ナけ又此者
を防んる事ニ一ツまは矢数の多少を志くる近まし

きたえなり

両家各別の事

近世の人武田流の引目ハ必竹之小笠原流の引
目ハ必竹なきにハして其外の事ハも両家共ニ遠
方様ニ定其本をもて而末流の者の傳候の違故
なり武田小笠原ハ早発源氏ニて兄弟の家之新
羅三郎義光の後胤之されハ両家ニ弓馬の道ニ相違の
事なし高忠安之ニ武田小笠原両家の遠ハ大追物
三矢流犬馬ニ矢挟出之事中略也二ツの相違之事
又ハ何追もの前之弓馬相違ニ武田ニも両家小笠原

違の事中ニも定光の時矢挟出し様ハ追ものゝ作物
其内目記ニ見ふ両家の流ニ遠ふ事ハ只ハ一色に中ニ
さぬニ一色太追物ニ一色ニ候ニ一色之其外も取替り
事ニ違ふ事もし若遠ひしても違ハハ一方の若ん違ひ
成るへしと也是ホを今考合するニ両家ニ違ひなる
事ハ只ハ両色之其外ハ皆同し事之小笠原ハ一男
家の道とも代々家柄の掌の源悦定しニより
両家両流とも称して弓馬の道ハ其流派を以て
棟梁とはさせよは其流の弓馬の席ニて天下の公
流也真の統の流とハ皆私流なり今ニ到りて小笠原

家ハ将軍家にて用させられし流之外ハ諸流の
者とも云流を憚さる事歟近世ハ弓矢其外私流
立流せんとするは私流の妄作多し其術議合は其
流迄の事にして何の為にかゝる事なり
好しきつ好たる事（進か）
高忠軍書ニ云的矢の拵へやう（中略）ふしきつとあるへし
筈節をハ削るへし又云鏑のうら（中略）筈ハふしきつなり
云くかくのことくなる迄ハ的矢ハ筈も鏑もきりも右
別なき様なれとも的矢かきつハふしを削るへし
と有かふら矢かきつて節をも削り流皮をも削
削りて祓ふ之是を好きつと云かハせとも是ハ本
説好しきつなり的矢ハふしを削る事ふし右とも
只へ称之是を削りきつとぞふへし貞丈記ニ的矢
或筈を削りきつとも中人あとへとり物ハ鏑
かきつハ好しきつとふ無し的矢ハ筈を削りきつ
とふ角かきつを好くきつとハ其心をさするなり